

審査意見(一次審査)への対応を記載した書類

【国部 03 東京学芸大学】

<教育課程審査>

- ① 授業科目「特別支援教育の理解」(のシラバス)について、「自立活動」の内容が判然としないため、コアカリ(2)2)の内容が含まれていることが分かるよう、授業計画において明確化すること。

(対応)→	自立活動を含むことが分かるよう、主に授業計画の第1回、第2回の記載内容を修正した。(p1)
-------	---

- ② 授業科目「特別な教育的ニーズの理解と支援」(のシラバス)について、「自立活動」の内容が判然としないため、コアカリ(2)2)の内容が含まれていることが分かるよう、授業計画において明確化すること。

(対応)→	自立活動を含むことが分かるよう、主に授業計画の第1回、第2回の記載内容を修正した。(p3)
-------	---

- ③ 授業科目「特別支援教育概論」(のシラバス)について、「自立活動」の内容が判然としないため、内容が含まれていることが分かるよう、授業計画において明確化すること。

(対応)→	自立活動の内容が含まれることを明確にするため、第10回の授業内容を、「特別支援教育におけるカリキュラムの特徴」に加筆し、「特別支援教育における自立活動等のカリキュラムの特徴」とした。(p5)
-------	---

- ④ 授業科目「肢体不自由の指導法」(のシラバス)について、教育課程の内容が判然としないため、内容が含まれていることが分かるよう、授業計画において明確化すること。

(対応)→	教育課程を扱うことが分かるよう「授業のテーマ及び到達目標」、「授業の概要」及び「授業計画」を修正した。「授業計画」においては主に第6回で扱うことが分かるように明記した。(p7)
-------	--

- ⑤ 授業科目「言語・情緒・発達障害教育総論」（のシラバス）について、「施行規則に定める科目区分又は事項等」に「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」のみが記載されているが、教育課程及び指導法を含める科目と思われるため、確認の上記載すること。また、教育課程の内容が判然としないため、内容が含まれていることが分かるよう、授業計画において明確化すること。

(対応)→	シラバスの「施行規則に定める科目区分又は事項等」欄に「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」を追記した。また、教育課程を扱うことが分かるよう「授業の概要」欄と「授業計画」の第10回以降を修正した。(p9-10)
-------	--

- ⑥ 授業科目「視覚障害教育総論」（のシラバス）について、教育課程の内容が判然としないため、内容が含まれていることが分かるよう、授業計画において明確化すること。

(対応)→	教育課程については授業計画の第3回の項目に明確化した。また、授業のテーマ及び到達目標の3番目の項目にも教育課程についての説明を追加した。(p11)
-------	---

- ⑦ 授業科目「イギリス文化概論」、「アメリカ文化概論」（のシラバス）について、「異文化コミュニケーションの現状と課題の内容」が判然としないため、コアカリ（4）1）の内容が含まれていることが分かるよう、授業計画において明確化すること。

※「イギリス文化概論」、「アメリカ文化概論」1科目以上で明確化すること。

(対応)→	「アメリカ文化概論」のシラバスの「授業のテーマ及び到達目標」の欄に、「世界の縮図としてのアメリカ社会に表れる多様な民族・文化間の衝突と共感、また異なる人種間のコミュニケーションの可能性について考察する。」と追記した。また、授業計画の該当回にも異文化コミュニケーションに関連するキーワードを追記した。(p13)
-------	--